

セルフ ホスト アプリケーション

この簡易ガイドは、すべてのマイクロソフト ライセンス プログラムに適用されます。

目次

概要	1
詳細	2
セルフ ホスト ISV 様向けのライセンス オプション	2
Services Provider License Agreement (SPLA)	2
「セルフ ホスト アプリケーション」の使用権	2
対象となる統合ソリューション	2
ライセンス要件	4
必要なマイクロソフト ソフトウェア ライセンス	4
マルチテナント型サーバーでの統合ソリューションの展開	5
Windows Server 向け Microsoft Azure ハイブリッド特典を使用した Azure でのマルチテナント展開	5
認定ライセンス モビリティ パートナーのデータセンターでのマルチテナント展開	5
SPLA とセルフ ホスト アプリケーションの併用	5
よく寄せられるご質問 (FAQ)	6

概要

マイクロソフトでは、独自のソフトウェアをホスティング サービスとして提供することを希望する Independent Software Vendor (ISV) 様向けのライセンス モデルを用意しています。これらの ISV 様は一般に「セルフ ホスト ISV」として知られ、自社ソフトウェアのライセンスを 2 通りの方法で提供することができます。このガイドはこの 2 つのライセンス モデルの概要をまとめたものであり、Service Provider

Licensing Agreement (SPLA) プログラムのメリットをご紹介しますと共に、「セルフ ホスト アプリケーション」の使用権とその要件について詳しく説明しています。

詳細

セルフ ホスト ISV 様向けのライセンス オプション

SPLA は、自社のアプリケーションをソフトウェア サービスとして提供するセルフ ホスト ISV 様を含む、すべてのサービス プロバイダー様向けの基本的なライセンス プログラムであり、柔軟性に富むオプションを備えています。ただし、対象となる統合ソリューションを提供する ISV 様である場合は、マイクロソフト製品条項を通じて提供される「セルフ ホスト アプリケーション」の使用権が、最適な選択肢になり得ます。

Services Provider License Agreement (SPLA)

SPLA は、独自のアプリケーションをホストする ISV 様を含むすべてのホスティング ビジネス モデルを対象とした基本的なライセンス プログラムです。このプログラムでは、ソフトウェア サービスのホスティングと提供を目的とした別途の契約に基づいて、月単位の従量課金制のライセンス モデルが提供されます。SPLA は、さまざまな製品およびホスティング シナリオに対応しており、高度にカスタマイズされた堅牢なソリューションをお客様に提供するために役立てることができます。SPLA プログラムの詳細については、

<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/licensing-programs/spla-program.aspx> をご覧ください。

「セルフ ホスト アプリケーション」の使用権

対象となる統合ソリューションをお持ちの ISV 様は、「セルフ ホスト アプリケーション」のソフトウェア アシユアランス特典を利用することができます。これらの使用権はマイクロソフト製品条項に規定されています。これは SPLA とは別のライセンス オプションであり、資格基準や具体的なライセンス要件があるだけでなく、対象となる製品が限定されています。このオプションを通じてライセンスを提供する ISV 様は、以下の条件を満たす必要があります：

- 対象となる**統合ソリューションをホストすること**。および、
- コマーシャル ライセンス契約 (Microsoft Enterprise Agreement など) に基づいてソフトウェア アシユアランス付きに必要なライセンスを購入すること、または、Windows Server の場合に限り、SPLA に基づくか Microsoft Azure を介してソフトウェアのライセンスを取得すること。¹

¹ SPLA と Azure は Windows Server にのみ使用できるオプションです。

対象となる統合ソリューション

自社ソフトウェアとマイクロソフト製品の組み合わせ (統合ソリューション) が、マイクロソフト製品条項に規定されている「セルフ ホスト アプリケーション」の使用権に基づくライセンスの対象となるかどうかを判断するには、マイクロソフト製品条項の「付録 B: ソフトウェア

アシユアランス特典の「セルフ ホスト アプリケーション」に定義されているすべての基準を満たしていなければなりません。要件およびライセンスの権利について把握するには、最新のマイクロソフト製品条項の「セルフ ホスト アプリケーション」の項をよくお読みください²

²最新のマイクロソフト製品条項については、[製品条項サイト](#)をご確認ください。

自社ソフトウェアは、以下の各要件を満たしている必要があります：

- マイクロソフト製品に重要かつ主要な機能を追加すること

マイクロソフト製品を自社のデータセンターにホストしてお客様がアクセスできるようにするだけでは、この「重要かつ主要な機能を追加すること」という要件を満たしているとは言えません (たとえば、顧客の従業員用の Microsoft Exchange をホストするなど)。

ただし、マイクロソフトのソフトウェア プラットフォーム の機能に重要かつ主要な機能を追加する基幹業務アプリケーションを作成することであれば、この要件を満たすことができます。具体的な要件については、最新のマイクロソフト製品条項の定義をご覧ください。

- セルフ ホストが許可されるマイクロソフト製品のみと組み合わせること

この方法でライセンスを取得する統合ソリューションには、セルフ ホストを許可すると製品条項に記載されている製品のみを含められます (例は、図 1 を参照)。

セルフ ホストが許可されない製品が統合ソリューションに含まれる場合 (統合ソリューションに Microsoft Office や SharePoint Server が含まれる場合など) は、その統合ソリューション内のすべてのマイクロソフト製品のライセンスを、SPLA プログラムを通じて取得する必要があります。

図 1

4. Software Assurance

SA Benefits: Server	Disaster Recovery: All editions (except Developer)	Fail-Over Rights: All editions (except Developer and Parallel Data Warehouse)
License Mobility: All editions (except Developer and Parallel Data Warehouse)	Migration Rights: Product List - March 2014 and June 2015	Roaming Rights: N/A
Self Hosting: All editions (except Developer)		

- 重要なサービスを提供するソフトウェアであり、統合ソリューションへの唯一のアクセス ポイントであること

ISV 様のお客様は、ISV 様のソフトウェアを操作し、基本的にそのソフトウェアにアクセスしなければなりません。つまり、基になっているマイクロソフト ソフトウェア群に ISV 様のお客様が直接アクセスすることがあってはなりません。お客様にマイクロソフト製品への直接的なアクセス (SQL Server へのアクセスなど) を提供したいとお考えの場合は、SPLA を通じて統合ソリューションのライセンスを取得する必要があります。

- インターネットを通じて配信されること

セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じてライセンスを取得している統合ソリューションを、お客様のデバイスに読み込むことはできません。統合ソリューションはホスティング サービスとして、インターネットを介してリモートでお客様に提供されなければなりません。統合ソリューションのいずれのコンポーネントもお客様の設備にインストールすることはできません。統合ソリューシ

ン (またはそのコンポーネント) をお客様のデバイスまたは設備にインストールして提供することをお考えの場合は、SPLA プログラムを通じてライセンスを取得する必要があります (この場合、SPLA プログラムにおける制約が適用されます)。

- ライセンス許諾されているのではなく、所有していること

統合ソリューションを構築するためにマイクロソフト セルフ ホスト アプリケーションと組み合わせる知的財産については、ISV 様がそれを所有していなければなりません。

基本的に他社のアプリケーションまたはサービス (マイクロソフト製品を含む) として機能する知的財産をライセンス許諾によって使用する場合は、SPLA を通じてソリューションのライセンスを取得する必要があります。たとえば、Microsoft Exchange を主要サービスとして提供することはセルフ ホスト アプリケーションの使用権の要件を満たさないため、SPLA プログラムを通じてライセンスを取得する必要があります。

ライセンス要件

統合ソリューションが上記の各資格基準を満たしている場合、マイクロソフト製品条項に規定するセルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じて、そのソリューションのライセンスを取得することができます。統合ソリューション内で使用する各マイクロソフト製品については、マイクロソフト製品条項に規定されているとおり、適切なライセンスを確実に取得していなければなりません。また、セルフ ホスト アプリケーションの使用権を許可するマイクロソフト コマーシャル ライセンス プログラム (Enterprise Agreement など) を通じて、必要なすべてのライセンスを取得する必要があります。ただし Windows Server に限り、Azure 上のサーバーまたは他の認定ライセンス モビリティ パートナーのデータセンターから統合ソリューションをホストする場合、Azure または Azure ハイブリッド特典を通じて、あるいは SPLA を通じて、Windows Server IaaS のライセンスを取得する必要があります。

必要なマイクロソフト ソフトウェア ライセンス

アクセス ライセンス:

サーバーのライセンスに加えて、統合ソリューションをユーザーが利用できるようにするアクセス ライセンスを取得する必要があります (クライアント アクセス ライセンス (CAL)、エクスターナル コネクタ (EC) ライセンスなど)。詳細については、製品条項の製品ごとのセクションをご覧ください。

有効なソフトウェア アシュアランス:

統合ソリューションの一部として使用し、またそのサポートのために使用する必要なすべてのマイクロソフト ライセンス (必要なすべてのアクセス ライセンスを含む) に対して、有効なソフトウェア アシュアランスを取得し、維持する必要があります。ソフトウェア アシュアランスが満了し、これを更新しなかった場合、セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じて統合ソリューションを提供することはできなくなります。この場合、代わりに SPLA を通じてライセンスを取得する必要があります。

マルチテナント型サーバーでの統合ソリューションの展開

セルフ ホスト アプリケーションに関するソフトウェア アシユアランス特典では、セルフ ホストの権利とモビリティの権利を組み合わせ、認定されているマルチテナント型サーバーに統合ソリューションを展開するオプションがあります。この展開オプションを選択する場合、統合ソリューションのサポートに使用する Windows Server 製品のライセンスは、認定ライセンス モビリティ パートナー、自社が所有する Services Provider License Agreement、または Windows Server を共有ハードウェアに展開することを許可する別のボリューム ライセンスを通じて取得する必要があります。

Windows Server 向け Microsoft Azure ハイブリッド特典を使用した Azure でのマルチテナント展開

統合ソリューションがセルフ ホストの対象であり、ソフトウェア アシユアランス付きの Windows Server ライセンスを自社で所有している場合、含まれるセルフ ホスト アプリケーション向けのライセンス モビリティの権利と、Windows Server 向けの Azure ハイブリッド特典を使用することにより、その統合ソリューションを Azure にアップロードすることができます。このオプションの詳細については、製品条項の Azure 製品に関する記述をご覧ください。

認定ライセンス モビリティ パートナーのデータセンターでのマルチテナント展開

ソフトウェア アシユアランス特典のライセンス モビリティを利用してマルチテナント型のサードパーティ サーバーに統合ソリューションを展開する場合、ライセンス モビリティ認証フォームに必要事項を記入して、リセラーまたはマイクロソフトに提出し、セルフ ホストの権利とソフトウェア アシユアランスを通じたライセンス モビリティの権利の両方の条件に従う必要があります。ソフトウェア アシユアランス特典のライセンス モビリティの詳細については、[こちら](#)からご確認ください。

認定ライセンス モビリティ パートナーはこの展開オプションをサポートするにあたって、SPLA を通じて Windows Server を提供する必要があります。認定ライセンス モビリティ パートナーは、[こちらの一覧 \(英語\)](#) で確認できます。

自社で自ら認定ライセンス モビリティ パートナーとして SPLA を契約している場合、SPLA の下で統合ソリューション内の Windows Server の使用状況を報告し、SPLA の条件、セルフ ホストの条件、およびセルフ ホスト アプリケーションに対するソフトウェア アシユアランスを通じたライセンス モビリティの条件に従うことを条件に、自社のマルチテナント サーバーに統合ソリューションを展開することができます。

SPLA とセルフ ホスト アプリケーションの併用

統合ソリューションをセルフ ホスト アプリケーションの使用権に基づいて提供する場合、その統合ソリューションに含まれるマイクロソフト製品のライセンスは、セルフ ホスト アプリケーションの使用権を提供するコマーシャル ライセンス プログラムを通じて取得する必要があります。ただし、Windows Server はこの要件の例外となります。Windows Server は、上記の代わりに、SPLA または Azure を通じてライセンスを取得することができます。

統合ソリューションが、セルフ ホスト アプリケーションの使用権に基づいて提供されない追加購入製品 (Microsoft Office など) を必要とする場合、SPLA を通じて統合ソリューション全体をライセンスしなければなりません。単に Microsoft Office について SPLA ライ

センスを購入することはできません。セルフ ホスト アプリケーションの使用権では、すべてのマイクロソフト製品について有効なソフトウェア アシユアランスを維持する必要があります。

よく寄せられるご質問 (FAQ)

Q1: 統合ソリューションがセルフ ホスト アプリケーションの使用権の要件を満たしていません。正しくライセンスするにはどうすればよいですか？

A: 統合ソリューションが、製品条項に規定されているセルフ ホスト アプリケーションの使用権の資格のいずれかを満たしていない場合は、SPLA を通じてホスティング ソリューションのライセンスを取得する必要があります。SPLA の詳細と使用方法については、<http://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/licensing-programs/spla-program.aspx> をご覧ください。

Q2: セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じて統合ソリューションをライセンスする場合、統合ソリューションの一部として SPLA で取得したライセンスを使用することはできますか？

A: 統合ソリューションの一部として使用するソフトウェアのライセンスは、Windows Server を除くすべてについて、セルフ ホスト アプリケーションの使用権を許可するマイクロソフト ボリューム ライセンス プログラム (Enterprise Agreement など) を通じて取得しなければなりません。パブリック クラウドでホストしている場合、統合ソリューションのサポートに使用する Windows Server のライセンスは、別の方法として、ソフトウェア サービス プロバイダー (認定ライセンス モビリティ パートナーでなければならない)、自社の SPLA、Azure、または Windows Server 向け Azure ハイブリッド特典を通じて取得できます。

Q3: セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じて統合ソリューションをライセンスする場合、SPLA を通じてライセンスを追加することはできますか？

A: いいえ、できません。統合ソリューションをサポートするすべての製品が、セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じてライセンスされている場合でも、ソリューションに必要な追加ライセンスはすべて、セルフ ホスト アプリケーションの使用権を許可するマイクロソフト コマーシャル ライセンス プログラム (Enterprise Agreement など) を通じて取得する必要があります。(短期間であっても) SPLA を通じてライセンスを追加することはできません。

ただし、パブリック クラウドでホストしている Windows Server のみ例外となります。この場合の Windows Server のライセンスは、ソフトウェア サービス プロバイダー (認定ライセンス モビリティ パートナーでなければならない)、自社の SPLA、Azure、または Windows Server 向け Azure ハイブリッド特典を通じて取得できます。

Q4: セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じて統合ソリューションをライセンスする場合、アウトソーサーが代わりにソリューションをホストすることはできますか？

A: はい、認定アウトソーサーは完全に専用のハードウェアからソリューションを提供できます。認定アウトソーサーの詳細については、製品条項を参照してください。共有ハードウェアを使用する場合、Windows Server のライセンスは、サービス プロバイダー (認定ライセンス モビリティ パートナーでなければならない) の SPLA、自社の SPLA、Azure、または自社のコマーシャル ライセンス契約の Windows Server 向け Azure ハイブリッド特典を通じて取得する必要があります。

Q5:セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じて統合ソリューションをライセンスする場合、共有ハードウェアに統合ソリューションを展開することはできますか？

A: はい、できます。認定モビリティ パートナーのデータセンターまたは Azure のいずれかの共有ハードウェアにソリューションを展開できます。Azure では、自社の Azure サブスクリプションを通じて Azure Virtual Machines の権利を取得するか、Windows Server 向け Azure ハイブリッド特典を使用することができます。統合ソリューションに含まれるその他のセルフ ホスト アプリケーションについては、ソフトウェア アシュアランスを通じたライセンス モビリティの権利を利用できます。認定モビリティ パートナーのデータセンターに展開する場合、統合ソリューションのサポートに使用する Windows Server のライセンスは SPLA を通じて取得する必要があります。

Q6: 統合ソリューションは共有ハードウェアに展開しなければならないのですか？

A: いいえ、共有ハードウェアへの展開は任意です。専用ハードウェアでセルフ ホストすることも可能です。

Q7:セルフ ホストする場合、個別のハードウェアを使用する必要がありますか？ そうではなく、マイクロソフト コマーシャル ライセンスと混在させることができますか？

A: 専用のハードウェアを使用する必要はなく、混在させることができます。

Q8: セルフ ホスト アプリケーションの使用権を通じて統合ソリューションをライセンスする場合、統合ソリューションの一部として Office またはデスクトップ アプリケーションを使用することはできますか？

A: いいえ、できません。これらの製品は、製品条項でセルフ ホストの対象として指定されていないため、統合ソリューションに含めることはできません。ソリューションに Office を含める場合は、SPLA プログラムを通じてソリューションのライセンスを取得する必要があります。

Q9: ソフトウェア アシュアランスが満了した場合はどうなりますか？ 引き続きセルフ ホスト アプリケーションの使用権を利用することはできますか？

A: いいえ、できません。このセルフ ホスト アプリケーションの使用権には、有効なソフトウェア アシュアランスが必要です。ソフトウェア アシュアランスが満了した場合、セルフ ホスト アプリケーションを通じてサービスとしてソリューションを提供することはできなくなります。ソフトウェア アシュアランスを更新または再取得するか、SPLA を通じて統合ソリューション全体をライセンスする必要があります。

Q10: 現在は SPLA を通じてライセンスしていますが、セルフ ホスト アプリケーションの使用権に移行する必要はありますか？

A: いいえ。ソリューションをソフトウェア サービスとして提供する場合、SPLA は常に選択肢の 1 つとなります。SPLA は柔軟な契約であり、条件が異なります。

Q11: お客様の施設でまたはお客様のハードウェアに、統合ソリューション (またはそのコンポーネント) をインストールすることはできますか？

A: いいえ、できません。セルフ ホスト アプリケーションの使用権では、サービス全体をインターネットを介してリモートでお客様に提供する必要があります。

Q12: SPLA とセルフ ホスト アプリケーションのオプションの違いを教えてください。

A: 適格アプリケーションについてこの 2 つのオプションを比較する場合は、担当のリセラーまたはマイクロソフト アカウント マネージャーにご相談ください。

Q13: セルフ ホスト アプリケーションの使用権には、どの製品使用権説明書が適用されますか？

A: 製品条項では、セルフ ホスト アプリケーションの使用権について説明すると共に、そのライセンス オプションを提供するすべての製品を規定しています。パブリック クラウドでホストする統合ソリューションに関しては、製品条項にある SPLA、OST、Azure ハイブリッド特典の規定に、Windows Server の使用権と要件を示しています。

Q14: すべてのマイクロソフト製品が、セルフ ホスト アプリケーションの使用権に基づく使用の対象となるのですか？

A: いいえ。セルフ ホスト アプリケーションの使用権に基づく使用の対象となる製品は製品条項に明記されており、Independent Software Vendor (ISV) 様に好評のサーバー製品が含まれています。

Q15: 契約締結時にのみ、セルフ ホスト アプリケーションの使用権の要件を満たしていればよいのでしょうか？

A: いいえ。その資格に影響を及ぼしかねない変更 (新しいコンポーネントや機能の追加、新しいマイクロソフト製品の追加など) を統合ソリューションに加えたときはいつでも、統合ソリューションを評価して、要件を満たし、適切にライセンスを取得していることを確認しなければなりません。要件を満たしていない場合は、SPLA プログラムを通じてライセンスする必要があります。

Q16: 統合ソリューションに SPLA ライセンスまたはサードパーティの知的財産を含めることはできますか？

A: いいえ、できません。セルフ ホスト アプリケーションの使用権では、統合ソリューションの一部として使用し、またそのサポートのために使用するすべてのマイクロソフト ソフトウェア製品について、自社でライセンスを取得する必要があります。ただし、パブリック クラウドでホストする Windows Server は例外となり、そのライセンスは Azure またはサービス プロバイダーを通じて取得できます。

SPLA 契約を別途契約している会社からソフトウェア サービス (たとえば、SQL Server のコンピューティング容量など) を調達することを希望する場合は、SPLA を通じて統合ソリューションのライセンスを取得する必要があります。

Q17: セルフ ホスト アプリケーションとして Exchange Server を使用すれば、統合ソリューションに Exchange Online を使用することができますか？

A: いいえ、できません。Exchange Online と Exchange Server は同じ製品ではありません。マイクロソフト オンライン サービスにはソフトウェア アシユアランス特典がありません (セルフ ホスト使用権がありません)。統合ソリューションには、セルフ ホストが許可される製品のみ含めることができます。

Q18: Windows Server と Remote Desktop Services のみを使用し、ほかのマイクロソフト製品を使用せずに統合ソリューションを構築することはできますか？

A: はい、できます。ただし、統合ソリューションは、重要かつ主要な機能をマイクロソフト製品に追加するものでなければなりません

© 2020 Microsoft Corporation. All rights reserved.

本ドキュメントは情報提供のみを目的としています。明示または黙示にかかわらず、この内容に関してマイクロソフトはいかなる責任も負わないものとします。この情報はライセンスを受けた製品を正しくご使用いただくためのガイドであり、お客様との契約ではありません。ボリューム ライセンス契約に基づきライセンスを受けた製品の使用については、当該契約に定める契約条件に規定されます。この情報と契約の間に齟齬がある場合は、契約の条項が優先されます。マイクロソフトの代理店を通じて取得するライセンスの価格は、代理店によって決定されます。